

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画（概要）

[令和2年(2020年)3月策定]

※記号は、各取組の実施主体（●県 ■熊本労働局 ★建設業労働災害防止協会熊本県支部 ◆熊本県建設業協会）

第3 熊本県において総合的かつ計画的に講ずべき施策（法第10条から第14条関係）

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

●適正な予定価格の設定 ●適切な設計図書の変更 ●国の検討結果を踏まえた下請負人まで確実に支払われる施策の推進 ●立入検査等による法令遵守の徹底 ■安全衛生経費確保の必要性に関する周知

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

●適正な工期設定等 ●週休2日工事の対象範囲の拡大 ●債務負担行為や繰越明許費等の活用 ●中長期的な発注見通しの公表

2. 責任体制の明確化

●立入検査等による法令遵守の徹底 ■責任体制構築のための個別・集団指導の実施 ★安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

■建設現場における統括安全衛生管理に関する指導

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

★一人親方等に対する安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施 ◆一人親方等に対する技術指導

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

■特別加入制度の周知

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

●安全対策に係る取組の評価 ●安全対策に係る立入検査の強化 ■◆安全パトロールの実施

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

●ICT活用工事の対象範囲の拡大 ●新技術開発等に取り組む建設業者の評価 ●従業員の労働環境改善に取り組む建設業者に対する経費補助 ●熱中症対策に資する現場管理費の補正 ★熱中症予防教育の実施 ◆生産性向上に関する技術研修会の実施

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

●安全衛生教育に取り組む建設業者の評価 ●事故防止講習会等の実施 ★安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

★◆安全表彰の実施 ★年度末労働災害防止強調月間等の実施 ◆ヘルスター健康宣言の実施 など

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な環境整備

1. 社会保険等の加入の徹底

●許可申請時の指導及び関係機関への通報 ●県発注工事からの未加入業者の排除及び元請負人に対するペナルティの措置 ●法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け ●予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表 など

2. 建設キャリアアップシステムの活用推進

●システム登録事業者に対する評価の検討 など

3. 建設業退職金共済制度の加入促進等

●掛金収納書の提出義務付け ●証紙の購入及び貼付の適正な履行確認 ■◆各種媒体を活用した周知徹底

4. 働き方改革の推進

●適正な工期設定等 ●週休2日工事、ICT活用工事の対象範囲の拡大 ●現場一斉閉所の実施 ■●労働時間削減に関する法制度の周知 など

5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

●安全対策に係る立入検査の強化 ■個別・集団指導による「より安全な措置」の普及促進

6. 外国人労働者の労働災害防止対策

7. 県計画の推進体制等

●■◆建設工事関係者連絡会議の構成員による連携した取組の実施 ●発注者協議会等による市町村への情報提供

【計画策定の趣旨】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律」（通称：建設職人基本法）第9条に基づく県計画
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方針と取組みの方向性を示すもの

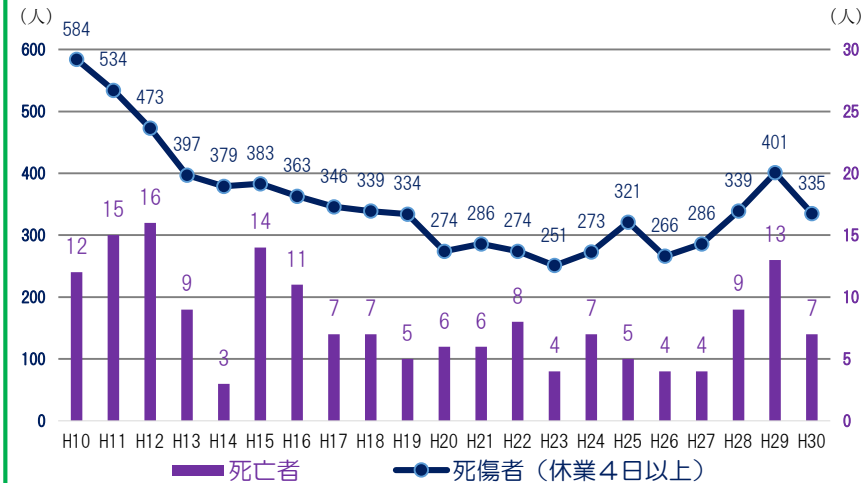
第1 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

- 県内の建設業における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、平成28年(2016年)の熊本地震以降は、震災前と比較すると高い水準で推移。
- 平成30年(2018年)には県内で8名(一人親方1人を含む)もの尊い命が亡くなっており、一人親方等を含めた建設工事従事者の労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組の推進が必要。

<県内建設業における労働災害発生状況>

(労働者死傷病報告による休業4日以上)の災害：一人親方等は含まれず



2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

- 建設工事従事者の高齢化が進行し、人材の確保が喫緊の課題となっている中、建設業を魅力的な仕事の場とし、地位の向上を図りつつ、若年層の入職促進及び中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務。

第2 基本的な方針（法第3条関係）

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

2. 設計、施工等の各段階における措置

3. 安全及び健康に関する意識の向上

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上